

令和5年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第53号から議案第58号までの6件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第53号 筑紫野市部設置条例及び筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、令和6年4月1日に施行する筑紫野市組織機構の一部見直しに伴い、現行組織の再編、所管事務の変更、課等の名称変更の必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、なぜこの時期にこども部の設置に至ったのか、との質疑があり、執行部からは、国の最重要政策として子育て世帯への支援、少子化対策が掲げられていること、また来年度「こども家庭センター」が設置されることなどを踏まえ、今回「こども部」の設置に至った、との答弁がありました。

また、一委員から、人員配置はどうなるのか、との質疑があり、執行部からは、職員数の増員を計画しており、特に、こども部、教育・スポーツ分野に重点的に人員配置ができないか調整をしている段階である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第54号 筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、筑紫野市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、条例を改正するものです。

討論では、一委員から、所属する「日本維新の会」の掲げる身をきる改革の理念のひとつである議員報酬の削減の実践と相いれるものではないため本条例の改正に反対するものである、との反対討論がありました。

また、二名の委員から賛成討論があり、国が可処分所得をあげようとするなかで実質賃金が19カ月連続で目減りし続けている状態であること。また、人事院勧告とは経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与水準に準拠して国家公務員の給与改定を求めるものであり、これまでも基本的に人事院勧告に沿って筑紫野市議会議員の期末手当の改正を行ってきたことから、本条例の改正に賛成する、との討論がありました。

採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第55号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたし

ます。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑はなく、討論では、一委員から、所属する「日本維新の会」の掲げる身をきる改革の理念の実現と相いれるものではないため本条例の改正に反対するものである、との反対討論がありました。

また、一委員からは、人事院勧告は民間企業との格差を是正するために行われるのであり、その趣旨に則った本条例案の改正には賛成するものである、との賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第56号 筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われたことを受け、職員の給料表及び勤勉手当の支給割合を改めるため、職員の給与に関する条例の一部を改正し、併せて本条例を準用する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則を改正するものです。

委員会では、非正規雇用である会計年度任用職員についても正規

職員と同じ取扱いをされているか、との質疑があり、執行部からは、正規職員と同様の改定を行い、今年度からは適用時期についても正規職員と同じ取扱いとしている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第57号 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う、森林環境税の導入及び自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化等のため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、森林環境税は徴収した全額が市の歳入になるのか、との質疑があり、執行部からは、市が徴収し国へ払い込んだ後、市の森林面積や林業従事者数等により按分されて国から森林環境譲与税として譲与される、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第58号 筑紫野市債権管理条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、市の債権管理の一層の適正化を図り、市民負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政運営に資するため、新

たに条例を制定するものである、との説明を執行部から受けました。

委員会では、本条例の制定によりどのような効果があるのか、との質疑があり、執行部からは、未納者に対して法的措置を講じて債権管理を行うようになること、一方、生活困窮者に対しては債権放棄の手続きをとることにより生活再建の一助となる点が効果として考えられる、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

議案第66号から議案第68号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第66号 令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出予算では、一般被保険者高額療養費4,079万5千円の増額、職員給与費314万1千円の減額など、歳入予算では、普通交付金4,079万5千円の増額、一般会計繰入金317万3千円の減額などをするもので、歳入歳出それぞれ3,773万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を102億495万5千円とするものです。

委員会では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の国からの補助率はどのくらいか、との質疑があり、執行部からは、負担割合ではなく国の一定の基準で補助額が決定されたものである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第67号 令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、人事院勧告に伴い、歳出予算では、給料・職員手当など307万3千円の増額、歳入予算では、一般会計繰入金271万9千円の増額などをするもので、歳入歳出それぞれ307万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を102億802万8千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第68号 令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、令和4年度決算において繰越金が確定したことにより、歳出予算として、住宅新築資金等貸付事業財政調整基金積立金を2,206万円増額、歳入予算として、前年度繰越金2,206万1千円を増額、基金繰入金を1千円減額するもので、歳入歳出それぞれ2,206万円増額し、歳入歳出予算の総額を2,426万6千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第71号 令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出予算では、令和4年度の療養給付費負担額が確定したことにより広域連合納付金を4,829万5千円増額など、歳入予算では、事務費繰入金と同額増額などをするもので、歳入歳出それぞれ5,040万6千円増額し、歳入歳出予算の総額を29億1,382万円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第74号 令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出予算では、令和5年梅雨前線豪雨による作業道復旧等の事業内容の変更により財産管理費を3,100万3千円減額、歳入予算では、生産物売払収入を2,716万1千円、造林補助金を566万2千円減額などをするもので、歳入歳出それぞれ3,100万3千円減額し、歳入歳出予算の総額を2,458万4千円とするものです。

委員会では、作業道の復旧時期はいつか、との質疑があり、執行部からは、年度内に復旧する予定である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第6回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第79号 筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置が新設されることにより、本市においても同様の措置を講ずるため本条例の一部を改正するものです。

委員会では、対象者にはどのように周知するのか、との質疑があり、執行部からは、母子手帳交付時に案内するほか市のホームページや広報に掲載する予定である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。